

2020年7月21日

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「NHK名古屋放送局の契約・収納委託先法人の社長が共謀しNHK集金名簿を悪用し、名古屋市中区と春日井市の高齢女性がキャッシュカードや現金を窃盗された事件及び受信契約者の個人情報が漏えいしている件について下記文書（電磁的記録を含む）の開示を求める。（備え置き公開文書とHP公開情報を除く）」として、

「⑤委託元であるNHKの役員や個人情報管理責任者、業務委託責任者などの処分の内容」に係る文書の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在せず、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

当審議委員会において、関係部局から説明を聴取したところ、開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

2020年7月13日（第286回審議委員会）

第816号 諮問、審議

7月21日（第288回審議委員会）

審議、答申